江東ななすぽバウンドテニスクラブ会則

平成３０年９月１日

１．会の発足日 平成３０年９月１日をもって発足する

２．会の名称 本会の名称は「江東ななすぽバウンドテニスクラブ」と称する。

３．事務局　　　　 本会の事務局は原則として会長宅とする。

４．会の目的 本会はバウンドテニスを通じて会員の親睦と心身の健全な発達と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　明るく豊かな生活を促進することを目的とする。

５、事業　　　　　　　前項の目標を達成するため、定期的な練習、大会等の参加。

６．会員　　　　　　会員は原則として、ななすぽに入会し、本会の目的賛同者とする。

７．役員　　　　　　 本会は以下の役員を置く。

会長１名、副会長1名、会計１名　監査１名

８．任期　　　　　　 役員の任期は暫定的に３１年３月までとする。

　　　　　　　　　　役員の任期は２年とする。役員は継続できる。

７、会議　　　　　本会の会議は４月上旬に開かれる総会と前記の役員による役員会とする。

　　　　　　　　　　尚31年４月に総会を開催する。総会では会員名簿の確認、会計報告

役員選任、規約の改定などを行う。

８．会費　　　　　　年会費は６０００円　　中学生以下２０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　。

　　　　　　　　　　 ビジターの会員は練習1回につき大人３００円子供１００円とする。

9．指導料　　　　　　指導者にはお礼を支払う。　運営費の等の変化等、必要に応じて見直しを行う。

　　　　　　　　　　　　コーチには木曜夜1回　3,000円の支払いをする。

10．入会　　　　　　 入会希望者は、随時入会できる。

　　休会・退会　　　 休会・退会は速やかにその旨役員に届け出ること。

会員に著しく迷惑な言動をとり、秩序を乱し、注意しても改善が見られない場合は、その者に対し退去命令をし、除名することができる。練習を休む場合も会長に連絡する。

１１．慶弔・お見舞い　会員本人を対象とする。金額は５０００円とする。

1２．その他　　　　　公共施設を使用するにあたってのルールを厳守する。

以上の他に、本会則に定められていない事項については会員全員で協議の上決定する。

中学生以下会員は必ず親の送迎を原則とする

１３会則の変更　　　本会則を改定しようとする時は、総会において会員の２分の１以上の

　　　　　　　　　　同意を必要とする

付則　　　　　　　本会則は平成３０年８月１５日より施行する。